

第1号介護予防支援事業・介護予防支援事業重要事項説明書
(令和6年4月1日 現在)

1. 事業者が提供するサービスについての相談窓口

電話：049-264-7620 月～土曜日 午前8時30分～午後5時15分

2. 地域包括支援センターかすみがおか(指定介護予防支援事業者)の概要

(1) 事業者の指定番号及びのサービス提供地域等

運営法人	社会福祉法人 奉優会
事業所名	地域包括支援センター かすみがおか
所在地	埼玉県ふじみ野市霞ヶ丘1-5-1 介護予防センター2階
電話・FAX	TEL 049-264-7620 FAX 049-264-9827
指定介護予防支援事業者番号	1103000079
サービスを提供する地域	(ふじみ野市) 霞ヶ丘 上福岡 駒西 駒林元町三丁目及び四丁目 西 富士見台 福岡中央 福岡武蔵野 丸山 南台

(2) 同事業所の職員体制(兼務有)

	常勤	非常勤	業務内容
管理者	1名	0名	管理
主任介護支援専門員		0名	介護予防支援等
保健師又は看護師	各1名以上	0名	介護予防支援等
社会福祉士		0名	介護予防支援等
介護支援専門員		0名	介護予防支援等

(3) 営業時間

月～土曜日 午前8時30分から午後5時15分 (祝日及び12月29日～1月3日は休業)
但し、電話による相談は24時間受付けます。

3. 利用料金

(1) 利用料

要支援認定を受けた方又はサービス事業対象者となった方は、介護保険制度から全額給付されるので、介護予防マネジメントに関する自己負担はありません。

※保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者に支払われない場合、いったん利用料の全額を自己負担いただく場合があります。ふじみ野市高齢福祉課介護保険係への申請により、全額払い戻しを受けられます。

※事業者が提供する介護予防マネジメントに関する料金は【契約書別紙】のとおりです。

(2) 交通費

前記2の(1)の通常のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域に、担当職員がお訪ねする場合は、交通費の実費が必要です。

(3) 解約料

ご利用者はいつでも契約を解約することができ、一切解約料はかかりません。

4. 介護予防ケアプランの作成等の委託について

当事業者は、介護予防ケアプランの作成事務、ご利用者宅へ訪問して行う業務及びこれらに付随する事務を指定居宅介護支援事業者に委託する場合があります。この場合、委託先の事業者名等をお知らせします。

5. 介護予防支援の利用方法

(1) 介護予防支援利用の開始

まずは、地域包括支援センターかすみがおかにご相談ください。地域包括支援センターかすみがおか、又は、委託事業者の職員がお伺いします。契約を締結した後、介護予防支援等の提供を開始します。

(2) 介護予防支援の終了

①ご利用者の都合で介護予防支援を終了する場合

文書でのお申し出により、いつでも解約できます。

②自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的に介護予防支援を終了いたします。

- ご利用者が介護予防支援を必要としない施設に入所又はサービス利用を開始された場合
- 介護予防支援を受けていたご利用者が要介護・要支援認定区分において、要介護と認定された場合(事業対象者としてサービスを受けていたご利用者の場合は、要介護と認定され、介護給付サービスの利用を始めたとき)
- 基本チェックリストにおいて、事業対象者と認められない場合
- ご利用者が当事業所の管轄地域から転居された場合
- ご利用者がお亡くなりになった場合

③その他

ご利用者やご家族などが、当事業者や当事業者の担当職員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただくことがあります。

6. 介護予防支援の申込みからサービス提供までの流れと主な内容

- 申込受付・契約締結**: 契約書・重要事項説明書等を説明し、同意を得たうえで、契約締結します。
- アセスメント**: ご利用者の状況把握・課題分析をします。ご利用者の状況を踏まえ目標や具体的な支援策を提案します。
- 介護予防ケアプラン原案の作成**: アセスメントの結果を基に介護予防ケアプラン原案を作成します。
- サービス担当者会議**: 原案をもとに、ご利用者及びその家族、サービスにかかわる担当者とでサービス担当者会議を開催し、介護予防ケアプランを全員で共有します。介護予防ケアプランの作成にあたってご利用者及びその家族等は、ケアプランに位置付けられる指定介護予防サービス事業所について複数の紹介を受けることができます。また事業所の選定理由の説明を求めることが可能であり、十分に説明します。
- 介護予防ケアプランの交付**: ご利用者及びその家族に介護予防ケアプランの内容や指定介護予防サービス等の利用料について説明し、利用者から同意をいただきます。
同意後、利用者に介護予防ケアプランを交付します。
- サービス提供**: 介護予防ケアプランに基づき適切にサービスが提供されるよう指定介護予防サービス事業者等との連絡調整を行います。
- モニタリング**: ご利用者及びそのご家族、指定介護予防サービス事業者等との継続的な連絡による月に1回のモニタリングと、3ヶ月に1回は利用者宅に訪問、面接することにより、サービスの実施状況の把握や経過記録を実施します。
- 評価**: 計画の達成状況や効果、目標達成状況を評価します。
- 計画の変更**: ご利用者の状況に変化があった場合やご利用者が介護予防ケアプランの変更を希望した場合、関係者等が介護予防ケアプランの変更が必要と判断した場合には、ご利用者との合意の上、介護予防ケアプランの変更を行います。

7. 当事業者の特徴等

(1) 運営の方針

社会福祉法人 奉優会では、顧客満足を得ることや、潜在的な利用者ニーズを社会のシステムとして具体化し、社会のニーズや「夢」を実現することを通して、広く社会に貢献していくことが必要であると考えます。そのためには社会の新しいニーズ（ソーシャル・ニーズ）を見つけ出し、それに対応する力（ソーシャルワーカーズ・アビリティ）を磨き、社会貢献を通じて法人の社会的責

任を担う（ソーシャルレスポンシビリティ）これらの3点を融合させながら、社会全体のニーズを満たすことのできる法人を目指していきます。

（2）個人情報の取り扱いについて

＜個人情報の収集、利用及び提供＞

- ① 介護保険サービス提供にかかる個人情報は、サービス提供前に、利用目的の範囲を説明し、同意を頂いたうえで収集いたします。
- ② 個人情報の利用は、同意を頂きました利用目的の達成に必要な範囲内において、適正に使用いたします。
- ③ 個人情報の第三者への提供は、情報を頂いたご利用者又は情報提供者の依頼、または同意の無い限り提供することはいたしません。また、同意のもと、提供、委託を行う場合においても、その個人情報に対しては、適正管理、監督を行って参ります。

＜同意をいただく必要がある個人情報の利用目的の範囲について＞

- ① 社会福祉法人 奉優会が、ご利用者からの依頼に基づいた各種サービスを提供するための利用。
- ② 提供したサービスに対する請求業務などの介護保険事務での利用。
- ③ サービス提供に係わる、施設・事業所等の管理運営業務での利用。
- ④ ご利用者からのご依頼に基づいた適正なサービスを提供するための、サービス事業者や主治医、居宅介護支援事業所との連携（サービス担当者会議）、照会への回答。
- ⑤ ご家族への心身の状況説明。
- ⑥ 包括支援センターからのサービス向上を目的としたアンケートの依頼をするための利用。
- ⑦ 行政機関等からの要求で、法令上応じることが義務付けられている事項に対する利用。
- ⑧ その他、目的を特定の上、同意を得て収集した個人情報については、その特定した利用目的に沿う利用。

8. 秘密の保持

担当職員は、サービス提供をする上で知り得たご利用者及びご家族に関する秘密を正当な理由なく使用しません。この守秘義務は契約終了後及び退職後も同様です。

事業者はご利用者及びご家族に関する個人情報について、サービスを円滑に提供するために実施される指定介護予防サービス事業者等との連絡調整、サービス担当者会議等において必要な場合、ご利用者及びご家族の同意をいただいたうえで、必要最小限の範囲内で使用します。ただし提供にあたっては、関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払います。

9. 事故発生時の対応

- （1）事業者は、ご利用者に対する介護予防支援等の提供により事故が発生した場合は、速やかにふじみ野市、ご利用者ご家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- （2）事業者は、介護予防支援等の提供にあたり、事業者の責めに帰すべき事由によりご利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

10. 利用者の入院時の対応への依頼

利用者が入院した場合には、当事業所担当職員の氏名及び連絡先を、入院先にお伝えください。

11. 虐待防止について

事業所は、ご利用者等の人権の擁護と虐待防止のため、研修を実施して担当者等の人権意識や知識と技術の向上を図り、また、担当者等が権利擁護に取り組める環境整備に努め、適切な支援の実施に努めます。

12. サービス内容に関する苦情

当事業所、当法人、その他、区や国保連 に設置された苦情相談窓口にご相談ください。

苦情相談対応 窓口の名称・	事業所の苦情相談 対応窓口	名 称	地域包括支援センターかすみがおか
		連 絡 先	TEL：049-264-7620

連絡先・ 対応時間		対応時間	月曜日～土曜日 8:30～17:15 (日曜・祝日・12/29～1/3は休業)
	市の苦情相談 対応窓口	名 称	ふじみ野市 高齢福祉課
		連 絡 先	TEL: 049-261-2611
		対応時間	月曜日～金曜日 8:30～17:15
国保連の苦情相談 対応窓口		名 称	埼玉県国民健康保険団体連合会
		連 絡 先	TEL: 048-824-2568
		対応時間	月曜日～金曜日 8:30～12:00 13:00～17:00

1 3. 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 奉優会	
代表者役職・氏名	理事長 香取 寛	
本部所在地・電話番号	東京都世田谷区駒沢1丁目4番15号真井ビル5階 TEL 03-5712-3770	
定款の目的に定めた事業内容	特別養護老人ホーム	ケアハウス
	一般型通所介護	認知症対応型通所介護
	高齢者福祉センター	地域ケアプラザ
	訪問介護	居宅介護支援事業
	地域包括支援センター	認知症対応型共同生活介護
	小規模多機能型居宅介護	

令和 年 月 日

当事業所は介護予防ケアマネジメントの提供開始にあたり、ご利用者に対して、本書面を交付し、重要な事項を説明しました。

(事業者) 所在地 東京都世田谷区駒沢1丁目4番15号真井ビル5階
 事業者名 社会福祉法人 奉優会
 代表者 理事長 香取 寛 印

(事業所) 所在地 埼玉県ふじみ野市霞ヶ丘1-5-1介護予防センター2階
 事業者名 地域包括支援センターかすみがおか

担当者

私は、本書面を受領し、事業所から介護予防支援等についての重要事項説明を受け、同意いたしました。

ご利用者

<住 所> _____

<氏 名> _____

(代理人)

<住 所> _____

<氏 名> _____

<ご利用者との関係> _____